

令和 3 年 3 月 日

羽曳野市長 山 入 端 創 様

羽曳野市障害者施策推進審議会

会長 畑 智 恵 美

第 4 期羽曳野市障害者計画、第 6 期羽曳野市障害福祉計画及び第 2 期羽曳野市
障害児福祉計画の策定について（答申）（案）

令和 3 年 3 月 26 日付け羽保障第 8028 号で諮問のありました第 4 期障害者計画、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の策定について、本審議会の審議並びにパブリックコメント等の意見を踏まえ、本日の審議会に示された「第 4 期障害者計画、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画（案）」に基づき計画策定を行うことを了承し、答申といたします。

なお、当該計画に基づく施策の実施に当たって、下記のことを要望いたします。

記

1. 障害者権利条約及び障害者基本法の基本理念を踏まえ、本計画で掲げる「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を実現するため、引き続き障害福祉施策の充実に努めるとともに、「第 6 次総合基本計画」に基づいた保健・医療、教育、都市計画の策定・実施、「第 4 期地域福祉計画」に基づいた地域における重層的なネットワーク体制（ささえあいネットはびきの）の整備など総合的なまちづくり施策を着実に進めて下さい。
また、そのため国・府への働きかけを強めるとともに、国・府・関係機関及び市民との連携・協働を進めて下さい。
2. アンケート調査において、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が必要であると答えた方が約半数おられること、関係団体アンケートにおいても、活動の実施支援や基幹相談支援センター等の設置

が求められていることから、相談支援の強化を図るうえで、人材育成の支援や相談支援事業への参入や拡充の勧奨に努めるとともに、令和5年度までに設置することを目標に掲げている基幹相談支援センターについて、人材及び財源の確保を図り、計画的に整備をして下さい。

3. 令和2年には、新型コロナウイルス感染症が拡大し、その予防対策としてさまざまな交流活動の中止やきめ細かい相談を実施できない体制が課題として挙げられています。また、各種サービスの利用についても利用控えの状況がみられました。今後は、サービスを必要とする人が必要とするサービスを利用できるよう、国や大阪府と連携し、必要な事業の見直しや改善を適宜行い、その時々状況に合わせた取組を進めて下さい。また、「新しい生活様式」を取り入れた感染予防策や新たな活動方法も検討しつつ、交流活動の拡充に努めて下さい。

4. アンケート調査からも明らかなように、18歳未満の人も含めて、多くの方が一般就労を望んでいます。障害を持つ人の一般就労を促進するためには、障害を持つ人への支援だけでは不十分で、雇用する事業主への支援が重要になると考えられます。これまで以上に、障害者雇用に積極的に取り組めるよう、事業者に対して実効性のある支援を行って下さい。

5. アンケート調査からは、「地域における障害に対する理解の促進と差別の解消」の必要性が挙げられます。障害を持つ人々が地域の一員として、地域活動に参加したり、交流したりするには、まだまだ地域住民の理解が不足していると考えられます。そのため、小学校区単位の小地域ネットワーク活動でより具体的に、障害の理解を促進するとともに、障害を持つ人が地域の一員として参加しやすい活動などの取り組みが求められます。社会福祉協議会、地域活動支援センター、相談支援事業所等が校区福祉委員会などの地域住民組織と連携して取り組んでいくことが求められますので、そのための実効性のある働きかけを行って下さい。

6. 障害者への虐待防止に向けては、障害者虐待防止センターとして障害担当課の機能強化を図り、障害者虐待防止のための養護者、使用者及び障害者福祉施設従事者等への支援体制の整備とともに、啓発・研修等を充実して下さい。

7. 障害のある人やその家族は災害時の支援体制に対して大きな不安を抱えています。昨今の自然災害の多発状況を考えると、地域住民組織も含めた避難体制の構築と避難訓練の実施が不可避となっています。具体的の実効性を持って実施できるように地域住民組織、関係機関等と連携して取り組みを進めて下さい。

8. 本計画の実施状況のPDCAサイクルによる定期的な計画に対する実施状況の把握に努めるとともに適切な評価、見直しを行い障害者施策の推進に努めて下さい。

以上